

滋賀県外国人留学生奨学金等支給支援事業費補助金

【R8.4.1】

《概要》

1 交付条件等

(1) 補助対象事業者

介護福祉士養成施設（社会福祉士介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までの規定による学校または養成施設をいう。）に在学する外国人留学生を受け入れる県内の介護施設等（所管庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う法人または施設・事業所等）とする。

ただし、留学生が滋賀県外の介護福祉士修学資金等貸付制度を利用する場合はこの事業の対象としない。

(2) 補助対象経費

留学生を受け入れる介護施設等が、留学生に対して奨学金等を支給する場合に、その経費を補助する。

奨学金等のうち居住費などの生活費（家賃、食費、光熱水費等日常生活上で継続的に発生する経費に対する奨学金。）を対象とする。ただし、学費、国家試験受験対策費、就職準備金に係るものは除く。

(3) 補助額

補助対象事業者が負担した補助対象経費（留学生一人につき年額360千円が上限）の1/3相当額とする。（1,000円未満の端数切り捨て）

当補助金については、予算の範囲内で交付する。そのため、予算を超える申請があった場合は、申請内容が適正であっても申請額どおり交付できないことがある。

2 交付申請書の提出

補助金交付要綱の別記様式第1号により交付申請書を作成し、県医療福祉推進課あて提出してください。

3 交付決定

県が交付申請の内容を審査し、要件を満たしている場合に交付決定を行います。

4 補助事業の実施

養成施設を退学する等の理由により、予定どおり補助事業を実施できない場合は、速やかに県医療福祉推進課まで連絡してください。

5 実績報告書の提出

事業完了後30日以内に、補助金交付要綱の別記様式第2号により実績報告書を提出してください。

6 補助金の支払

県において実績報告書を確認し、額の確定を通知します。その後、請求書を提出いただき、補助金を支払います。事業計画段階での概算払いは行いません。

7 Q & A

1 滋賀県外に法人本部がありますが、滋賀県内の事業所で留学生を受入れている場合は補助対象となりますか。

(答) 補助対象となります。

* 県外に本部がある法人であっても、県内の事業所で受入れている留学生に対する経費は対象となります。

* 県内に本部がある法人であっても、県外の事業所で受入れている留学生に対する経費は対象となりません。

2 滋賀県外の介護福祉士養成施設に通学している留学生の場合は補助対象となりますか。

(答) 補助対象となります。介護福祉士養成施設の所在地は問いません。

ただし、留学生が滋賀県外の介護福祉士修学資金等貸付制度を利用する場合はこの事業の対象としないので、ご注意ください。

3 事業実施期間が1年に満たない場合の、補助基準額の計算方法は。

(答) 事業実施期間が1年に満たない場合は、月割りで計算します。(月額3万円)

8 書類の提出先・お問合せ先

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課介護・福祉人材確保係
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1
電話番号：077-528-3597/FAX：077-528-4851
e-mail：ed00@pref.shiga.lg.jp